

11 自己点検・評価等に関する事項

財団法人大学基準協会は、これまでの認証評価の総括を行い、2011年度から始まる第二期目の認証評価に向けた新たな評価システムの策定にあたって、新たな大学基準（評価基準、評価項目等）として「内部質保証」を設定し、各大学において、自らの質を保証する（内部質保証）ための組織を整備するとともに、自己点検・評価の結果を改善・改革につなげる独自の内部質保証システムを構築することを求めている（2009年10月発表）。

本学において、自らが大学の質を維持・向上していくためには、これまで行ってきた自己点検・評価を核として、それらの活動が改革・改善につながる仕組みとなる内部質保証システムを構築する必要があるとして、本学における「新たな自己点検・評価制度」として掲げられた4つの基本方針及び「大学評価に関する規程」に基づき、本学における内部質保証システムを構築することとした。

本内部質保証システムを通じて、自己点検・評価を実質的に機能させ、教育の質保証をはじめ大学全体の内部質保証を積極的に進め、自己点検・評価の結果を社会に広く情報公開し、社会から信頼を得られる大学づくりを目指している。

1 自己点検・評価について

本学では、自己点検・評価が改善に資する活動となるために、本学にふさわしい自己点検・評価としての内部質保証体制の構築を目指して、本学の内部質保証システムの構築および自己点検・評価体制の整備し、各学部・研究科及び各部局が行う自己点検・評価活動の結果を実質的な改善・改革につなげていく。

具体的な自己点検・評価の体制として、2010年度から大学機関別評価を実施していくため、各学部・研究科にそれぞれ自己点検・評価委員会を設置することとした。また、大学テーマ別評価を実施していくため、「教養教育」及び「学部共通コース」のそれぞれに自己点検・評価委員会を設置することとした。そして、それぞれが年度毎に自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書として社会へ公表していくことを予定している。自己点検・評価にあたっては、「龍谷大学 自己点検・評価データベースシステム」を活用すべく、2010年4月からの稼働に向け、その項目等の検討を鋭意進めた。

2 第三者による評価について

1 認証評価機関による評価

本学は、2006年3月に財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という）による相互評価並びに認証評価を受け、大学評価の基準に適合しているとの認定を受けた。その際、助言として提言された事項については、計画的な改善と改革に努めており、その進捗状況の確認を行った。長所として特記された事項については一層の充実を図りながら、質の充実・発展に日常的に取り組んだ。今後も定期的に改善状況を確認し、本改善状況については、2010年7月までに大学基準協会に報告する予定である。

本法務研究科（法科大学院）は、2010年3月に大学基準協会による認証評価を受け、法科大学院基準に適合しているとの認定を受けた。その際、助言・勧告として提言された事項について、計画的な改善と改革に努めるとともに、長所として特記された事項の一層の充実を図る。さらに2010年4月には短期大学部が認証評価を受審することから、申請書・資料等の準備を行った。

2 格付けの取得・維持

本学校法人は学外機関による評価及び学外への情報開示の一の方策として、2005年4月に株式会社格付投資情報センター（R&I）から「AA－（方向性：安定的）」の格付けを取得した。2008年度は、格付けを維持するための調査を受け、その結果、同様の格付けを取得し、同年8月に学外へ公開した。

本学校法人の格付け「AA－」は、21段階中上位4番目にあたる評価であり、格付けの主な事由としては、長期的視野に立った堅実な財政計画に沿った運営により、良好な財務を維持していること、2009年度の学生募集については、目標とする5万人の志願者を達成し、指定校枠を再構築し、明確な選定方針の下に依頼校数を絞り込んだことで指定校推薦の合格者も着実に増えていることなどが挙げられる。

3 教員評価について

教員評価は、高等教育機関として社会的説明責任を果たしていくために必要な取り組みのひとつであるとともに、各教員が「自己評価」を通じて改善に取り組み、その努力によって個々に教育・研究水準の向上を図り、それにより大学全体の教学水準を向上させていくことが求められる。

大学教育開発センターでは、2008年度指定研究プロジェクト（2ケ年計画）として、「教員評価のあり方について」を研究テーマに指定し、研究を進めてきた。2009年度は、その研究成果を報告書としてまとめた。